

○新見市営単独住宅条例施行規則

平成17年3月31日

規則第221号

改正 平成18年1月31日規則第8号

平成18年3月20日規則第21号

平成20年12月25日規則第50号

平成24年3月22日規則第14号

平成28年3月2日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市営単独住宅条例(平成17年新見市条例第257号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(単身者の入居者資格)

第2条 条例第5条において単身者の入居者資格については、次の各号のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)とする。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの  
(収入基準)

第3条 条例第5条第2号に規定する収入の基準は、月額15万8,000円以下とする。  
(入居の申込み等)

第4条 条例第6条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、単独住宅入居申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 収入を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条第2項の規定により入居決定者に通知するときは、単独住宅入居決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(入居の手続)

第5条 条例第9条第1項第1号に規定する請書は、様式第3号によるものとする。

2 前項の請書には、印鑑証明、連帯保証人の住民票の写し及び前年の収入を証明する書類を添付しなければならない。

3 入居者は、入居後15日以内に単独住宅入居完了届（様式第4号）に住民票の写しを添付し、提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 条例第9条第1項第1号の規定による連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 独立の生計を営む者であること。

(2) 確実な保証能力を有すること。

2 入居者は、連帯保証人が死亡、転出、保証能力の減少若しくは喪失その他の事由で連帯保証人たる資格を欠いた場合又は連帯保証人を変更しようとする場合、単独住宅連帯保証人変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第7条 条例第12条の規定により家賃の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、単独住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第6号）に、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(家賃の変更通知)

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定による家賃を改正したときは、単独住宅家賃変更通知書（様式第7号）により入居者に通知する。

(敷金の還付)

第9条 住宅を立ち退き、敷金の還付を受けようとする入居者は、敷金還付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(一時不使用届)

第10条 条例第18条の規定による届出は、住宅を使用しなくなる日の前日までに単独住宅一時不使用届(様式第9号)により行うものとする。

(模様替え等の承認)

第11条 条例第21条第1項ただし書の規定による市長の承認を受けようとする者は、単独住宅模様替(増改築)承認申請書(様式第10号)に関係図面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し承認したときは、単独住宅模様替(増改築)承認書(様式第11号)により通知するものとする。

(同居の承認)

第12条 条例第22条の規定による市長の承認を受けようとする者は、単独住宅同居承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し承認したときは、単独住宅同居承認書(様式第13号)により通知するものとする。

(入居者・同居者の異動の届出)

第13条 入居者又は同居者に異動があった場合は、単独住宅入居者・同居者異動届(様式第14号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第14条 条例第23条の規定による市長の承認を受けようとする者は、単独住宅入居承継承認申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し承認したときは、単独住宅入居承継承認書(様式第16号)により通知するものとする。

(明渡しの届出)

第15条 条例第24条第1項の規定による単独住宅明渡しの届出は、単独住宅退去届(様式第17号)により行うものとする。

(身分を示す証票)

第16条 条例第26条第3項に規定する身分を示す証票は、様式第18号によるものとする。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の哲多町町営住宅管理条例施行規則(平成10年哲多町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則

の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年1月31日規則第8号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に50歳以上である者の入居者資格については、改正後の新見市営単独住宅条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月25日規則第50号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第14号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新見市営単独住宅条例施行規則様式第1号、様式第6号、様式第12号、様式第14号及び様式第15号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

単 独 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

新見市長 様

申込者



次のとおり市営単独住宅の申込みをします。なお、本書記載内容が事実と相違するときは、入居に係る一切の権利を放棄します。

申 込 者	現住所	郵便番号		電話番号 名義人氏名			
	フリガナ 氏名		男 女	生 月 日	年 月 日		
	勤務先又は 営業所	名 称 所在地	課 係		勤務又は営業年数 年 月 内線		
入 居 し よ う と す る 者	続 柄	氏 名	生年月日	職 業	障害・特障・寡 婦(夫)等の有無	所得金額	個人番号
	本 人						
入居しないが所得税法 (昭和40年法律第33 号)上扶養している親族		住 所		氏 名		個 人 番 号	

(添付書類)

世帯全員の住民票・所得証明・その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

新見市長

印

年 月 日付けで申込みの単独住宅の入居については、新見市営単独住宅条例第6条第2項の規定により次のとおり決定したので通知します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住 宅 名 新見市営単独住宅 団地 号
- 3 家 賃 月額 円
- 4 敷 金 円
- 5 入居可能日 年 月 日
- 6 入居することができる者

新見市営単独住宅入居申込書に記載の者 人

条件

- (1) 新見市営単独住宅条例及び同条例施行規則の規定並びにこれらに基づく指示を堅く守ること。
- (2) 年 月 日までに敷金を納付し、請書を提出すること。
- (3) (2)の手続を経た場合において、上記入居可能日から入居できるものとし、同日から15日以内に入居しなければならない。
- (4) 入居期間内に入居しないときは、この決定を取り消すものとする。ただし、あらかじめ入居期間内に入居できない旨を申し出て、市長の承認を得たときは、この限りでない。

様式第3号(第5条関係)

単 独 住 宅 使 用 請 書

所在地 新見市 番地  
団地名 新見市営単独住宅 団地 号  
家賃 月額 円  
敷金 円

年 月 日付け 第 号をもって上記単独住宅の入居決定(承継承認)を受けましたが、使用については下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 使用については新見市営単独住宅条例及び同条例施行規則の規定並びにこれらに基づく指示を堅く守ることはもちろん、万一義務不履行の場合においては連帯保証人が一切これを引受け履行すること。
- 2 3箇月分以上の家賃を滞納した場合、上記単独住宅を明け渡すよう請求されても、なんら異議を申し立てないこと。
- 3 その他他人の迷惑となる行為をしないこと。

年 月 日

新見市長 様

入居者 本籍  
現住所  
氏名 ㊟  
連帯保証人 本籍  
現住所  
氏名 ㊟  
連帯保証人 本籍  
現住所  
氏名 ㊟

(添付書類)

入居者 印鑑証明(発行後3箇月以内のもの)  
連帯保証人 印鑑証明(発行後3箇月以内のもの)  
住民票の写し  
前年の収入を証明する書類

様式第4号(第5条関係)

単 独 住 宅 入 居 完 了 届

年 月 日

新見市長 様

入居者 氏 名

㊟

年 月 日入居決定された次の単独住宅に 年 月 日に入  
居完了しましたので、住民票の写しを添えて届け出ます。

団地名及び住宅番号

新見市営単独住宅

団地 号



様式第5号(第6条関係)

単独住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

新見市長 様

住宅名 団地 号  
入居者 氏 名 ㊟

新見市営単独住宅条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり連帯保証人を変更したいので承認申請します。

なお、新連帯保証人は、旧連帯保証人が入居者のために貴市に対して負担している一切の保証債務を引き受けますから、連署のうえ、併せて申請します。

新連帯保証人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
旧連帯保証人	住 所	
	氏 名	
変 更 の 理 由		

(添付書類)

- 新連帯保証人の連署した請書
- 印鑑証明(発行後3箇月以内のもの)
- 新連帯保証人の住民票の写し
- 前年の収入を証明する書類

様式第6号（第7条関係）

単独住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

新見市長 様

入居者 氏 名 ㊟

次の理由により家賃の減免（徴収猶予）を受けたいので、申請します。

団地名		住宅番号	
家賃月額		個人番号	
理由	減免		
	徴収猶予	家賃の最終納入年月日 年 月 日	
徴収猶予を希望する額	年 月分から 年 月分まで 合計 円		
徴収猶予を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
徴収猶予期間満了後の納付方法			
審査	適・不適	減免 徴収猶予	円 期間 年 月 ～ 年 月

（添付書類）

市民税の課税証明書その他理由を証明する書類

様式第7号(第8条関係)

単 独 住 宅 家 賃 変 更 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

新見市長



新見市営単独住宅条例第10条第2項の規定により、あなたが現在入居している単独住宅家賃を次のとおり変更するので通知します。

1 団地名及び住宅番号

新見市営単独住宅

団地

号

2 家賃月額

変 更 前 家 賃 月 額	円
変 更 後 家 賃 月 額	円

3 変更後家賃の適用

年 月分から

様式第8号(第9条関係)

単 独 住 宅 敷 金 還 付 請 求 書

年 月 日

新見市長 様

住 所  
氏 名 ㊟

年 月 日単独住宅 団地を退去(入居辞退)したいので、敷金を  
返還願いたく請求します。

請求額 円

ただし、年 月 日に納付した単独住宅入居敷金額 円から  
新見市営単独住宅条例第13条第2項による未納の家賃又は損害賠償金を控除した額

還付金振込先

様式第9号(第10条関係)

単 独 住 宅 一 時 不 使 用 届

年 月 日

新見市長 様

住宅名 団地 号  
入居者 氏 名 ㊦

次のとおり、単独住宅を一時使用いたしませんので、新見市営単独住宅条例第18条の規定により届け出ます。

なお、使用しない期間の住宅の保管については、一切の責任を負います。

使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
理 由	
入居者及び同居 親族の滞在場所	住 所 連絡先電話番号
緊急連絡先 (カギ保管場所)	住 所 氏 名 電話番号 (入居者との関係 )

様式第10号(第11条関係)

単独住宅模様替(増改築)承認申請書

年 月 日

新見市長 様

住宅名 団地 号  
入居者 氏 名 ㊟

次のとおり、単独住宅を模様替(増改築)したいので新見市営単独住宅条例第21条第1項ただし書の規定により、関係図面を添えて申請します。

なお、次の事項を堅く守り後日の異議の申立てはいたしません。

- 1 住宅明渡しの際は、新見市営単独住宅条例第21条第2項の規定により自費で撤去して原形に復します。
- 2 模様替えについて取り除きの指示があった場合は、即時自費で撤去し、原形に復します。

模様替(増改築)の理由及び内容	
増改築部分の面積	
使用開始	年 月 日から
着工年月日	年 月 日 工期 日間
関係者の承諾	㊟
	㊟
	㊟

(注) 関係者の承諾の欄には、増改築等の結果、影響がある入居者全員の承諾が必要です。

様式第11号(第11条関係)

単独住宅模様替(増改築)承認書

第 号  
年 月 日

様

新見市長



年 月 日付で、申請のあった単独住宅模様替(増改築)については、  
新見市営単独住宅条例第21条第1項の規定により、次のとおり承認します。

模様替(増改築)の内容

- 1 面積
- 2 名称及び用途
- 3 構造等

条件

- 1 申請どおり施行すること。
- 2 申請以外の用途に使用しないこと。
- 3 模様替え(増改築)に要する費用は、入居者の負担とする。
- 4 市長の承諾なくして第三者へ転貸し、又は譲渡しないこと。
- 5 市長において必要がある場合、又は単独住宅を返還(明渡し)するときは、直ちに入居者の費用で、原状回復又は撤去を行うこと。
- 6 その他( )

注意事項

上記承認事項に違反した場合は、撤去を命じ、又は損害賠償を請求するほか、単独住宅の明渡しを請求することがある。

様式第12号（第12条関係）

単独住宅同居承認申請書

年 月 日

新見市長 様

入居者 氏 名 ㊟

新見市営単独住宅条例第22条の規定により、次のとおり同居の承認申請をします。

1 団地名及び住宅番号

新見市営単独住宅 団地 号

2 同居させようとする者

ふりがな 氏 名	生年月日	続柄	性別	職業	勤務先名称及び 電話番号	個人番号

3 理由

(添付書類)

入居者と同居をしようとする者との関係を証する書類



様式第13号(第12条関係)

単 独 住 宅 同 居 承 認 書

第 号  
年 月 日

団地 号  
様

新見市長



年 月 日付で、申請のあった単独住宅への同居については、新見市  
営単独住宅条例第22条の規定により、次のとおり承認します。

1 同居を承認する者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考

2 条件

- (1) 入居者が単独住宅を退去する場合は、同時に退去すること。
- (2) 同居を承認する者については、原則として入居の承継は認めません。

様式第14号（第13条関係）

単独住宅入居者・同居者異動届

年 月 日

新見市長 様

住宅名 団地 号  
入居者氏名 ㊦

次のとおり、家族に異動がありましたのでお届けします。

入居者との続柄	異動者氏名	性別	年齢	移転先	職業	個人番号
異動の理由	1 入居者の氏名変更 2 出生 3 死亡 4 転出 5 その他( )					

(添付書類)

戸籍謄本又は住民票の写しその他異動事項を証明する書類

様式第15号(第14条関係)

単独住宅入居承継承認申請書

年 月 日

新見市長 様

入居者 氏 名 ㊟

新見市営単独住宅条例第23条の規定により次のとおり入居の承継をしたいので、承認申請をします。

団 地 名				住 宅 番 号		
現入居者氏名				個 人 番 号		
申 込 者	フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日	
	職 業 (勤務先)				現入居者との続柄	
理 由	現入居者の死亡・現入居者の退去					
引き続き入居を希望する者	氏 名	続 柄	年 齢	個 人 番 号		
退去による敷金の充当(充当拒否)申出書						
私の納入した敷金は 新敷金に充当 全金額返還 してください。						
新見市長 様			現入居者住所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			

(添付書類)

- 1 申請者と現入居者との関係を証明する書類
- 2 承継の理由となるべき事実を説明する書類
- 3 申請者の所得を証明する書類
- 4 新見市営単独住宅条例第9条第1項第1号に規定する請書

様式第16号(第14条関係)

単 独 住 宅 入 居 承 継 承 認 書

第 号  
年 月 日

様

新見市長



年 月 日付けで申請のあった単独住宅の入居承継については、新見市  
営単独住宅条例第23条の規定により、申請どおり承認します。

様式第17号(第15条関係)

単 独 住 宅 退 去 届

年 月 日

新見市長 様

住宅名 団地 号  
入居者 氏 名 ㊟

年 月 日限り退去したいので、届け出ます。

なお、未納の家賃、損害賠償金等があるときは、敷金から控除されても異議を申しません。また、不足額が生じた場合には、直ちにその不足額を支払います。

退去後の残存物件については、市において処分されても異議を申しません。

移 転 先 住 所	
退 去 理 由	
修繕箇所等の処置	
増 築 等 の 処 置	
家 賃 等 未 納 額	

様式第18号(第16条関係)

(表)

第	号
所 属	
職 氏 名	
市 営 住 宅 立 入 検 査 証	
	年 月 日交付
新見市長	印

(裏)

新見市営単独住宅条例抜粋  
(住宅の検査)

第26条 市長は、単独住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に単独住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査を行う場合において、現に使用している単独住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号 (第4条関係)  
様式第2号 (第4条関係)  
様式第3号 (第5条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第7条関係)  
様式第7号 (第8条関係)  
様式第8号 (第9条関係)  
様式第9号 (第10条関係)  
様式第10号 (第11条関係)  
様式第11号 (第11条関係)  
様式第12号 (第12条関係)  
様式第13号 (第12条関係)  
様式第14号 (第13条関係)  
様式第15号 (第14条関係)  
様式第16号 (第14条関係)  
様式第17号 (第15条関係)  
様式第18号 (第16条関係)